

結 果 の 概 要

1 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者申請通報届出数、措置入院患者数及び医療保護入院届出数

平成 29 年度の一般・警察官等からの「申請通報届出数」は 26,782 件で、前年度に比べ 1,564 件（5.5%）減少している。また、「申請通報届出のあった者のうち診察を受けた者数」は 9,536 人で、前年度に比べ 239 人（2.4%）減少している。（表 1）

平成 29 年度末現在の「措置入院患者数」は 1,444 人で、前年度に比べ 58 人（3.9%）減少している（表 1、図 1）。

平成 29 年度の「医療保護入院届出数」は 185,654 件で、前年度に比べ 4,779 件（2.6%）増加している（表 1、図 2）。

表 1 精神障害者申請通報届出数、措置入院患者数及び医療保護入院届出数の年次推移

	平成25年度 (2013)	26年度 (' 14)	27年度 (' 15)	28年度 (' 16)	29年度 (' 17)	対前年度	
						増減数	増減率 (%)
申請通報届出数(件) (各年度)	23 177	24 729	25 922	28 346	26 782	△ 1 564	△ 5.5
申請通報届出のあった者のうち 診察を受けた者数(人) (各年度)	9 404	9 094	9 484	9 775	9 536	△ 239	△ 2.4
措置入院患者数(人) (各年度末現在) (人口10万対)	1 482 1.2	1 479 1.2	1 519 1.2	1 502 1.2	1 444 1.1	△ 58	△ 3.9
医療保護入院届出数(件) ¹⁾ (各年度)	211 980	170 079	177 640	180 875	185 654	4 779	2.6

注：1) 平成26年 4 月 1 日の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、保護者制度が廃止され、医療保護入院の同意者が従来の保護者又は扶養義務者から、家族等のうちいずれかの者となった。

図 1 措置入院患者数の年次推移

各年(度)末現在

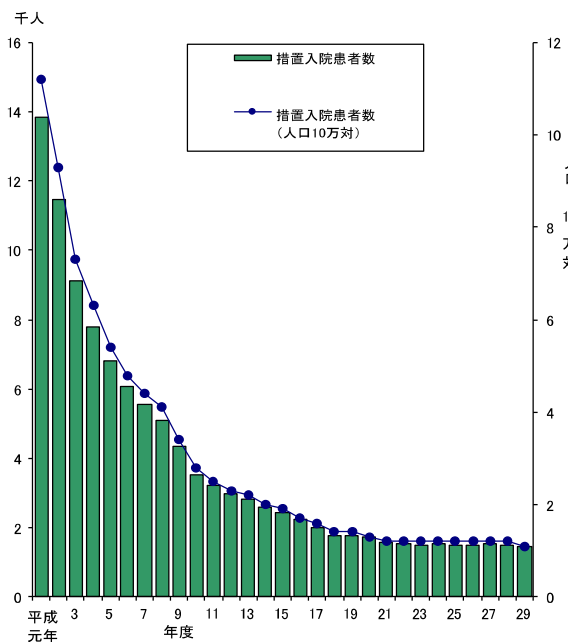
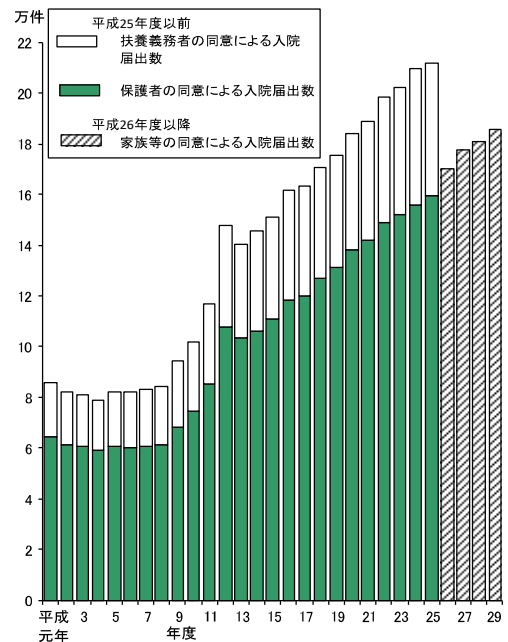


図 2 医療保護入院届出数の年次推移²⁾

各年(度)



注：平成 8 年までは、暦年の数値である。

1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

2) 平成26年 4 月 1 日の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、保護者制度が廃止され、医療保護入院の同意者が従来の保護者又は扶養義務者から、家族等のうちいずれかの者となった。

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

平成 29 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数（有効期限切れを除く。）は 991,816 人で、前年度に比べ 70,794 人（7.7%）増加している（表 2）。

表 2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数（有効期限切れを除く。）の年次推移
（単位：人） 各年度末現在

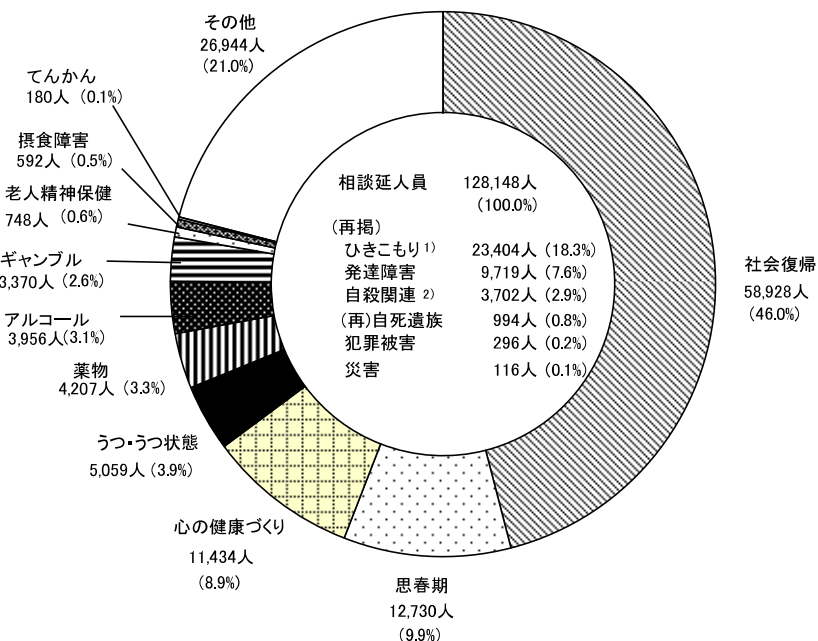
	平成25年度 （ 2013）	26年度 （ ' 14）	27年度 （ ' 15）	28年度 （ ' 16）	29年度 （ ' 17）	対前年度	
						増減数	増減率 （%）
精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載数 （有効期限切れを除く。） （人口10万対）	751 150 590.1	803 653 632.4	863 649 679.5	921 022 725.6	991 816 782.8	70 794	7.7
1級	105 376	108 557	112 347	116 012	120 651	4 639	4.0
2級	460 538	488 121	519 356	550 819	590 557	39 738	7.2
3級	185 236	206 975	231 946	254 191	280 608	26 417	10.4

(3) 精神保健福祉センターにおける相談延人員

平成 29 年度の精神保健福祉センターにおける相談延人員は 128,148 人となっている。主な相談内容別にみると、「社会復帰」が 58,928 人（46.0%）と最も多く、次いで「思春期」12,730 人（9.9%）、「心の健康づくり」11,434 人（8.9%）となっている。

また、相談延人員のうち相談内容が「（再掲）ひきこもり」は 23,404 人（18.3%）、「（再掲）発達障害」は 9,719 人（7.6%）となっている。（図 3）

図 3 精神保健福祉センターにおける主な相談内容別延人員
平成 29 年度



注：1）「ひきこもり」とは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。
2）「自殺関連」とは、相談内容が、自殺の危険、予告・通知、実行中、未遂、遺族等からの相談のいずれかに該当するものをいう。